

# 東京都議会基本条例

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 議員の責務及び活動原則（第三条—第五条）
- 第三章 議会運営の原則（第六条—第九条）
- 第四章 議会の機能強化及び議会改革の推進（第十条—第十五条）
- 第五章 議会と都民との関係（第十六条—第十八条）
- 第六章 議会と知事等との関係（第十九条—第二十三条）
- 第七章 議会事務局（第二十四条）
- 第八章 補則（第二十五条・第二十六条）

## 附則

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この条例は、議会の基本理念、議員の責務、活動原則等を定め、合議制の機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく都民の負託に的確に応え、もって福祉の向上に寄与することを目的とする。

#### （基本理念）

第二条 議会は、二元代表制の下、その役割を適切に果たすことができるよう、議会の自主性及び自立性を高め、その機能を発揮することにより、地方自治の確立に取り組むものとする。

2 議会は、特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）を包括する広域の自治体の議決機関として、広く都政全般の課題を把握し、多様な都民の意思の調整を図り、都政に適切に反映させるものとする。

3 議会は、議会活動に関する情報公開を推進し、意思決定過程の透明性の向上を図るとともに、都民に開かれた議会運営を行うことにより、議会活動について都民に説明する責務を全うするものとする。

4 議会は、地方自治を取り巻く環境その他の社会情勢の変化を的確に捉え、都民の負託に応えられるよう、常に、その在り方を検証し、改革に努めるものとする。

### 第二章 議員の責務及び活動原則

#### （議員の責務）

第三条 議員は、地域の課題のみならず、都政の課題とこれに対する都民の意向を的確に把握し、合議制の機関である議会を構成する一員として、議会活動を通じて、都民の負託に応えるものとする。

2 議員は、日常の調査及び研修活動を通じて、自らの資質の向上に努めるものとする。

3 議員は、議会活動について、都民に対して説明する責務を有する。

4 議員は、議場で質疑及び質問を行うに当たっては、必要に応じ、一問一答方式の方法により行うなど、都政の課題に関する論点を都民に明らかにするものとする。

(会派)

第四条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

3 会派は、議員が前条に規定する責務を果たすために行う活動を支援するものとする。

(政治倫理)

第五条 議員は、都民の負託に応えるため、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、都民の代表として良心と責任感を持って、品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

### 第三章 議会運営の原則

(議会運営の原則)

第六条 議会は、都の基本的な政策決定、知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言（以下「政策立案等」という。）を行う機能が十分発揮されるよう、円滑かつ効率的な運営に努め、合議制の機関である議会の役割を果たさなければならない。

2 議会は、議長、副議長及び委員長を選出するときは、その経過を明らかにしなければならない。

3 議会運営委員会は、議会運営について協議し、調整するものとする。

4 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）は、それぞれの設置目的に応じた機能が十分発揮されるよう運営されなければならない。

(通年議会)

第七条 議会は、知事等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案等を行う機能の更なる充実及び強化を図り、議会が主導的かつ機能的に活動できるよう、定例会の回数を年一回とし、その会期を通年とする。

2 議会の会期を通年とするために必要な事項は、別に定める。

(委員会活動の活性化)

第八条 委員会は、東京都庁及び東京都議会議事堂外における開催、都内外における調査活動の実施等を通じて、都政の課題に対応した機動的な運営を行うものとする。

(大規模な災害等への対応)

第九条 議会は、大規模な災害等が発生した際に、迅速かつ的確に対応するための体制の充実強化に努めるものとする。

### 第四章 議会の機能強化及び議会改革の推進

(議会の機能の強化)

第十条 議会は、知事等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案等に関する議会の機能を強化するものとする。

(政策立案等)

第十一条 議会は、議員提案による条例の制定又は改廃、議案の修正、決議等を通じて、政策立案等を積極的に行うものとする。

2 議会は、議員提案により条例を制定し、又は改廃しようとするときは、議員相互間で十分に討議し、合意形成を図るとともに、その内容に関し知事等の意見を聴取するよう努めるものとする。

(調査機関の設置)

第十二条 議会は、都政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。

2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査機関に、議員を構成員として加えることができる。

3 第一項の調査機関に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(検討会の設置)

第十三条 議会は、都政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、目的を明らかにした上で、議決により、議員で構成する検討会を設置することができる。

2 前項の検討会に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(議員間討議)

第十四条 議員は、議会の権能を発揮するため、委員会及び前二条の規定により設置される調査機関及び検討会において、積極的に議員相互間の討議に努めるものとする。

2 議員は、議員間における討議を通じて合意形成を図り、政策立案等を積極的に行うものとする。

(政務活動費)

第十五条 会派は、調査研究その他の活動に資するために政務活動費の交付を受け、東京都政務活動費の交付に関する条例(平成十三年東京都条例第二十四号)に規定する収支報告書及び領収書等を公表することによりその使途の透明性を確保するものとする。

2 政務活動費に関しては、別に定めるところによる。

## 第五章 議会と都民との関係

(議会への都民参画)

第十六条 議会は、公聴会、参考人招致等の制度を積極的に活用するとともに、政策立案等に際して都民との意見交換の場を設ける等、都民の議会活動に参画する機会の確保に努めるものとする。

2 議会は、都民等から請願書又は陳情書が提出されたときは、誠実に処理するものとし、必要に応じて、都民等の意見を聴く機会を設けるものとする。

(都民意思の把握と都政への反映)

第十七条 議会は、議員の様々な活動を通じて、都民の多様な意見を的確に把握し、都政に反映させるものとする。

(開かれた議会)

第十八条 議会は、意思決定過程を透明化し、都民に対する説明責任を果たすため、本会議、委員会等を原則として公開する。

2 議会は、議事堂のバリアフリー化や、手話通訳及び音声通訳の設置等、都民等が傍聴しやすい環境を整備する。

3 議会は、本会議及び委員会の状況についてインターネットを利用した配信等を行うと

ともに、会議録及び委員会速記録を広く都民等の閲覧に供するものとする。

- 4 議会は、東京都議会情報公開条例（平成十一年東京都条例第四号）の規定に基づき、議会活動に関する資料を積極的に公開するものとする。
- 5 議会は、都民及び区市町村との意見交換の場を設けることにより、多様な行政課題を広く把握するよう努めるものとする。

## 第六章 議会と知事等との関係

（知事等との関係の基本原則）

第十九条 議会は、二代表制の下、知事等と常に緊張ある関係を構築し、知事等の事務の執行の監視及び評価を行うとともに政策立案等を通じて、都政の発展に取り組みなければならない。

- 2 議会は、合議制の機関としての特性をいかし、知事等との立場及び権能の違いを踏まえ、議会活動を行わなければならない。

（監視及び評価）

第二十条 議会は、知事等の事務の執行について、事前又は事後に監視する責務を有する。

- 2 議会は、議場における審議、決算の認定、監査の請求、調査の実施等を通じて、都民に知事等の事務の執行についての評価を明らかにする責務を有する。

（議会への説明等）

第二十一条 知事等は、予算編成方針を定め、若しくは予算を調製したとき又は都政に係る基本計画等の重要な政策若しくは施策について、基本方針、素案その他これらに類するものを作成し、若しくは変更したときは、議会にその内容を説明するよう努めなければならない。

- 2 知事等は、予算の調製又は都政に係る基本計画等の重要な政策若しくは施策の作成若しくは変更に当たっては、関連する条例の制定目的又は関連する決議に含まれる議会の政策提案の趣旨を尊重するものとする。

（質疑及び質問趣旨の確認）

第二十二条 知事等は、本会議又は委員会における質疑及び質問に対して、議長又は委員長の許可を得て、議員の質疑及び質問の趣旨を確認するため、発言をすることができる。

（議決事件）

第二十三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第二項に規定する条例で定める議会の議決すべき事件に関しては、別に定めるところによる。

## 第七章 議会事務局

（議会事務局の機能の強化等）

第二十四条 議会は、知事等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案等の機能を発揮し、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備を図るとともに、そのために必要な予算及び人員の確保に努めるものとする。

- 2 議会は、専門的な知識経験等を有する者を任期を定めて議会事務局職員として採用する等、議会事務局体制の充実を図ることができる。
- 3 議会は、議員の調査研究に資するために設置する図書館を適正に管理し、運営すると

もに、その機能の強化に努めるものとする。

- 4 知事は、この条例の趣旨を十分に尊重し、議会が行う議会事務局の機能の強化について適切に対応するものとする。

## 第八章 補則

(他の条例等との関係)

第二十五条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例及び会議規則を制定し、又は改廃する場合には、この条例との整合を図るものとする。

(検討)

第二十六条 議会は、都民の意見、社会情勢の変化等を踏まえ、この条例の施行の状況等について総括及び検証を行い、議会改革に向け、不断の見直しを行うものとする。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

議会自らが、改革の方向性を明確にし、議会の機能を拡充するとともに、開かれた議会にすることで、都民の信頼を得ることが重要であり、議会改革の第一歩として、議会基本条例を制定する必要がある。